
久留米市次期上津クリーンセンター施設整備
及び運営事業

実 施 方 針

令和4年12月12日
久留米市

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 実施方針（案）

目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	3
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項	15
第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	16
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	19

第1章 用語の定義

用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
次期上津クリーンセンター	次期施設の建設予定の焼却施設のことをいう。工場棟、計量棟、機密文書リサイクル施設、構内道路・外構等の施設の総称をいう。
上津クリーンセンター	現上津クリーンセンター施設の総称をいう。
敷地	次期施設の建設予定地全体を指し、本事業の事業用地を含む約 21,670 m ² の範囲を指す。
事業用地	敷地のうち、本事業にて建設工事を行い、運営・維持管理を実施する約 9,980 m ² の範囲をいう。
工場棟	次期上津クリーンセンターを構成する建築物のうち、焼却施設、可燃性粗大ごみ破碎施設（前処理設備）を内包する建築物をいう。
計量棟	次期上津クリーンセンターを構成する建築物のうち、計量設備や計量検収を行う事務所を内包する建築物をいう。
DBO方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
受入対象物	本市内から排出され、市収集車、地域清掃、委託車、許可業者、自己搬入者が本施設に直接搬入する搬入物を総称していう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る本市と運営事業者で締結される次期上津クリーンセンター事業 運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される次期上津クリーンセンター事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 基本契約書（案）」をいう。
協力企業	構成事業者のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者で締結される次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
構成員	構成事業者のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成事業者	構成員と協力企業の総称をいう。

用 語	定 義
事業期間	設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約 24 年間をいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。
処理困難物	本市でのごみ処理が困難であるため、受入れをしないものの総称をいう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
処理不適物	焼却処理又は破砕処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 入札説明書」をいう。
入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営・維持管理業務委託契約書(案)、リスク管理方針書(案)、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
本事業	本市が実施する 次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業をいう。
本市	久留米市をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営・維持管理されるプラント設備及び建築物等を総称していう。
本実施方針	「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 実施方針」をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 落札者決定基準」をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

久留米市長 原口 新五

(4) 事業予定地

久留米市上津町 2199-35 地内

(5) 事業の目的

本事業は、上津クリーンセンター施設の焼却処理施設（ストーカ炉）を、DBO方式により整備、運営・維持管理することで、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、循環型社会に対応した適正なごみ処理体制の確立を目指し、長期的に安定かつ安全なごみ処理、環境に配慮した循環型ごみ処理、財政負担の軽減を基本方針としたごみ処理施設の運営・整備を図るものである。

(6) 事業の内容

ア 事業概要

本事業は、本市から排出される可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等の一般廃棄物を処理する施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設（ストーカ炉）を設計、建設するものである。

「久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 管理運営業務」は、本市から排出される可燃ごみ、可燃粗大ごみの一般廃棄物を処理する施設等の維持管理・運営するものである。

なお、ストーカ炉から排出される主灰はセメント原料として資源化する。飛灰は最終処分を行うが、将来的に資源化できるよう乾灰等で取り出せる設備を併せ持つこととする。

(a) 焼却処理施設の設計・建設業務

焼却処理施設の設計・建設

(b) 運営・維持管理に係る業務

焼却処理施設の運営・維持管理

破碎処理施設（可燃性粗大ごみ破碎設備）の運営・維持管理

機密文書リサイクル施設の運営・維持管理

イ 事業方式

本事業はDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、本市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者（SPC）は、選定事業者として、本施設の設計・

建設業務及び運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者（SPC）は本市内に設立するものとする。

ウ 特別目的会社（SPC）の設置

落札者の構成員は本市と契約を行うまでにSPCの設立をすること。

エ 契約の形態

本市は、本事業について事業者の本事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を一括で委託するために、本事業に係る基本契約を締結する。

また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、運営・維持管理業務に関して運営事業者（SPC）と運営・維持管理業務委託契約を締結する。（「別紙1 本事業の事業スキーム（例）」を参照のこと。）

オ 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

事業期間：本契約締結日の翌日から令和30年9月30日（約24年間）

設計・建設期間：本契約締結日の翌日から令和10年9月30日とする。

運営準備期間：本契約締結日の翌日から令和10年9月30日とする。

運営・維持管理期間：令和10年10月1日から令和30年9月30日とする。

カ 事業スケジュール（予定）

(a) 実施方針の公表	令和4年12月12日
(b) 特定事業の選定の公表	令和5年4月上旬
(c) 入札公告	令和5年5月上旬
(d) 提案書提出	令和5年10月下旬
(e) 落札者の決定	令和5年12月下旬
(f) 運営事業者（SPC）の設立	落札者の決定後速やかに
(g) 仮契約の締結	令和6年2月中旬
(h) 特定事業契約の締結	令和6年3月下旬
(i) 本施設の竣工及び引渡し	令和10年9月30日
(j) 運営・維持管理業務開始	令和10年10月1日
(k) 契約終了	令和30年9月30日

キ 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金等の申請や行政手続等本市が実施する業務に対して協力する。

(a) 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者（SPC）を設立する。

(b) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、本施設の整備に必要なものすべてを含む。
- ③ 工事範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示すこととする。

- ④ 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化総合計画の策定、工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。

(c) 運営・維持管理業務

- ① 運営事業者（SPC）は、本市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運営・維持管理業務として受付・計量業務、運転管理業務、プラント設備の点検、検査、補修、更新業務、用役管理業務、機器等の管理業務、建築物等の保守管理業務、運営事務、情報管理業務、地域貢献事業等を行う。
- ② 運営事業者（SPC）は、処理対象物の受入及び計量を行うとともに、許可搬入者及び自己搬入者からのごみ処理手数料について、本市が定める金額を本市が定める方法で収納する。
- ③ 運営事業者（SPC）は、本市が行う施設見学者への対応に協力するものとする。

ク 本市が実施する業務範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(a) 生活環境影響調査の実施

本市は、現段階において生活環境影響調査を実施している。

なお、事業者は、「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。

(b) 可燃性ごみ、可燃性粗大ごみの搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

(c) 資源物の資源化

本市は、本施設のストーカ炉から排出される主灰はセメント原料として資源化する。飛灰は最終処分を行うが、将来的に資源化する場合は本市が委託する。

(d) 売電収入

本施設からの売電に関する収入は本市が受け取る。

(e) 本事業のモニタリング

本市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(f) 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

(g) 施設見学者への対応

本市は、見学者や視察者等に受付から引率や説明、その他の対応について運営事業者（SPC）と連携して行う。なお、行政視察等については、予約の受付を含め本市が行うが、運営事業者（SPC）はこれに協力する。

(h) 本事業に必要な手続き

本市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金等の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

ケ 事業者の収入（本市からの支払分）

(a) 設計・建設業務に係る対価

本市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

(b) 運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本事業の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者（SPC）に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

コ 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

本市は、次の考え方・手順に従い、PFI法及び久留米市PFI導入に関するガイドラインに定められる手続に則り、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業をDBO方式にて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

なお、本事業の入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和4年12月12日	実施方針の公表
令和4年12月23日	実施方針に関する質問の受付
令和5年1月13日	実施方針に関する質問の回答
令和5年4月上旬	特定事業の選定・公表
令和5年5月上旬	入札公告
令和5年5月上旬	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営・維持管理業務委託契約書(案)、リスク管理方針書(案))の公表
令和5年5月上旬	入札説明書等に関する質問受付(第1回)
令和5年5月下旬	現地見学会
令和5年6月上旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和5年6月中旬	資格審査結果の通知
令和5年6月中旬	入札説明書等に関する質問回答(第1回)
令和5年8月上旬	入札説明書等に関する質問受付(第2回)
令和5年8月中旬	対面的対話の実施
令和5年8月下旬	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
令和5年10月下旬	入札提案書類の受付期限
令和5年12月中旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和5年12月下旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和6年1月上旬	基本協定締結
令和6年2月中旬	特定事業契約仮契約締結
令和6年3月下旬	特定事業契約締結

(2) 入札手続き等

ア 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に記載された内容について質問回答を行う。詳細については第9章 3 実施方針に関する意見・質問の提出及び回答を参照すること。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PPP／PFI手法により実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和5年4月上旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和5年5月上旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

エ 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を令和5年5月下旬に開催する。なお、具体的な日程等の詳細については入札説明書等に示す。

オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については入札説明書等に示す。

カ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等、資格審査に必要な書類の提出を令和5年6月上旬に求める。なお、資格審査の結果は令和5年6月中旬に応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 対面的対話の実施

本市は、本事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を令和5年8月中旬に予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付

本事業に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を令和5年10月下旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ケ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、久留米市次期上津クリーンセンター施設整備に伴う事業者選定委員会において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。本市は、本事業を実施する落札者を決定し、入札参加者には、令和5年12月下旬に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者（SPC）を設立し、本市は、建設工事請負契約を構成事業者に含まれる建設事業者と、運営・維持管理業務委託契約を運営事業者（SPC）と、基本契約を落札者及び運営事業者（SPC）と令

和6年3月下旬に締結する。

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成することができる。建設JVとなる場合は、建設JVの代表構成員は、構成員とならなければならない。
- ウ 運営・維持管理業務において、本施設の運転・維持管理を運営事業者（SPC）から受託する者は構成員とならなければならない。
- エ 入札参加者の構成事業者の企業数の上限は任意とするが、構成事業者は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- オ 入札参加者は、「第3章3(2)イ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」とし、その代表企業は構成員とする。また、設計・建設業務を請け負うにあたり、建設JVを組成する場合は、代表企業が建設JVの代表構成員になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- カ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- キ 入札参加者の構成事業者は、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情と認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成事業者も適用する。
- ク 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。
- ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。
- コ 入札参加者の構成員又は協力企業に、久留米市内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所）を有する企業を含めること。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者

で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (d) 久留米市競争入札参加有資格者名簿の建築一式工事又は清掃施設工事に登録がされており、参加表明書の受付締切日時時点で総合評点が900点以上であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。(入札参加資格申請の期間は毎年4月1日から12月28日までなので注意すること。また、申請日の翌々月の1日に資格が認定されることに注意すること。)
- (e) 地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績(ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む)を有すること。

イ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (c) 久留米市競争入札参加有資格者名簿の清掃施設工事に登録がされており、参加表明書の受付締切日時時点で総合評点が900点以上であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。
- (d) 本施設は、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設であり、プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。なお、竣工実績は、平成12年度以降に稼働を開始した施設で令和4年3月31日時点において稼働中であること。
- (e) ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設(1炉当たり100t/日以上、焼却処理方式はストーカ式とする。)で、3年以上の稼働実績を3件以上有すること。

ウ 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運転・維持管理を運営事業者(SPC)から受託する者は構成員とすること。本業務を運営事業者(SPC)から受託する者が複数である場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、SPC等からDBO又はPFI方式による運営・維持管理の受託実績を有すること。
- (b) ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設(焼却処理方式はストーカ式とする。)で、1年以上の運営・維持管理の受託実績を3件以上有すること。
- (c) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設の現場総括責任者として経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後に配置できること。
- (d) 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 構成事業者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 久留米市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- ウ 久留米市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ク 久留米市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 22 年条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。
 - (a) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (b) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (e) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- コ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- サ 国税又は地方税を滞納している者。
- シ 次の (a) から (c) に掲げる社会保険料の加入届出を行っていない者。（当該届出の義務がない者を除く。）
 - (a) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (b) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (c) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ス 本市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、受託者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号で定める子会社である関係のもの及び受託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項で定める関連会社の関係であるものを指す。

本事業に関し、本市のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- (a) 株式会社エイト日本技術開発
- (b) 豊原総合法律事務所

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって参加資格を有する構成事業者を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格要件を欠いた日とする。
- ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、本市と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。
- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本市は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- オ 本実施方針公表以降、本事業の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、久留米市次期上津クリーンセンター施設整備に伴う事業者選定委員会（以下「委員会」という。）委員及び当該委員が所属する法人に当事業への問い合わせなどの接触を行い、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするような働きかけ等を行った場合は、入札参加資格を失うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者で構成する委員会を設置する。委員会は以下の7名で構成する。

島岡 隆行	九州大学大学院教授
濱田 雅巳	全国都市清掃会議技術指導部長
松本 亨	北九州市立大学教授
松尾 佳子	弁護士
石竹 達也	久留米大学教授
大森 洋子	久留米工業大学教授
異島 須賀子	久留米大学教授

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案として選定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合且つ入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

5 運営事業者（SPC）の設立

落札者決定後、速やかに運営事業者（SPC）を設立する。

- ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者（SPC）を設立すること。
- イ 運営事業者（SPC）は、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、運営事業者（SPC）の本店所在地については、本施設内に設置することを認めるものとする。
- ウ 運営事業者（SPC）の目的は、本事業の運営・維持管理業務を実施するもののみであること。
- エ 運営事業者（SPC）への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- オ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者（SPC）の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として、別紙2に示す考え方を基本とする。責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に示すリスク管理方針書等に定めるとおりとし、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設の設計・建設、運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、運営・維持管理に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。具体的な内容については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 久留米市上津町 2199-35 地内
 (2) 敷地全体面積 約 21,670m²
 (3) 都市計画等事項
 都市計画に係る条件を以下のとおりとする。

ア 都市計画施設	都市計画区域
イ 用途地域	市街化調整区域
ウ 建蔽率	70%以下
エ 容積率	200%以下
オ 高度利用地区	指定なし
カ 防火地域	該当しない

2 施設の規模及び概要

(1) 本施設の概要

施設の種類	概 要	
焼却処理施設	処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、災害ごみ（非定期的に発生）
	処理方式	ストーカ炉
	処理能力	209t/日（104.5/日×2炉）
破砕処理施設 （可燃性粗大ごみ破砕設備）	処理対象物	可燃性粗大ごみ
	処理方式	剪断式破砕ライン（縦型切断機）
	処理能力	35 t/5h
機密文書リサイクル施設	処理対象物	機密文書
	処理方式	紙シュレッダー
	処理能力	0.4t/h

第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ本市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

久留米市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

3 実施方針に関する意見・質問の提出及び回答

(1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限

実施方針に関する意見・質問がある場合は、「実施方針に関する意見・質問書」（様式第1号）を電子メールにより下記期限内に提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。

なお、電子メール以外の意見・質問には応じない。

ア 意見・質問書：添付ファイルからダウンロードすること

イ 提出方法：電子メール（アドレスは下記のとおり）

ウ 提出期限

「実施方針に関する意見・質問書」 : 令和4年12月23日（金）17時

(2) 実施方針に関する質問への回答

実施方針に関する質問への回答 : 令和5年1月13日（金）

実施方針に関する質問への回答は、本市のホームページで公表する。

なお、提出があった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問に回答するとは限らない。

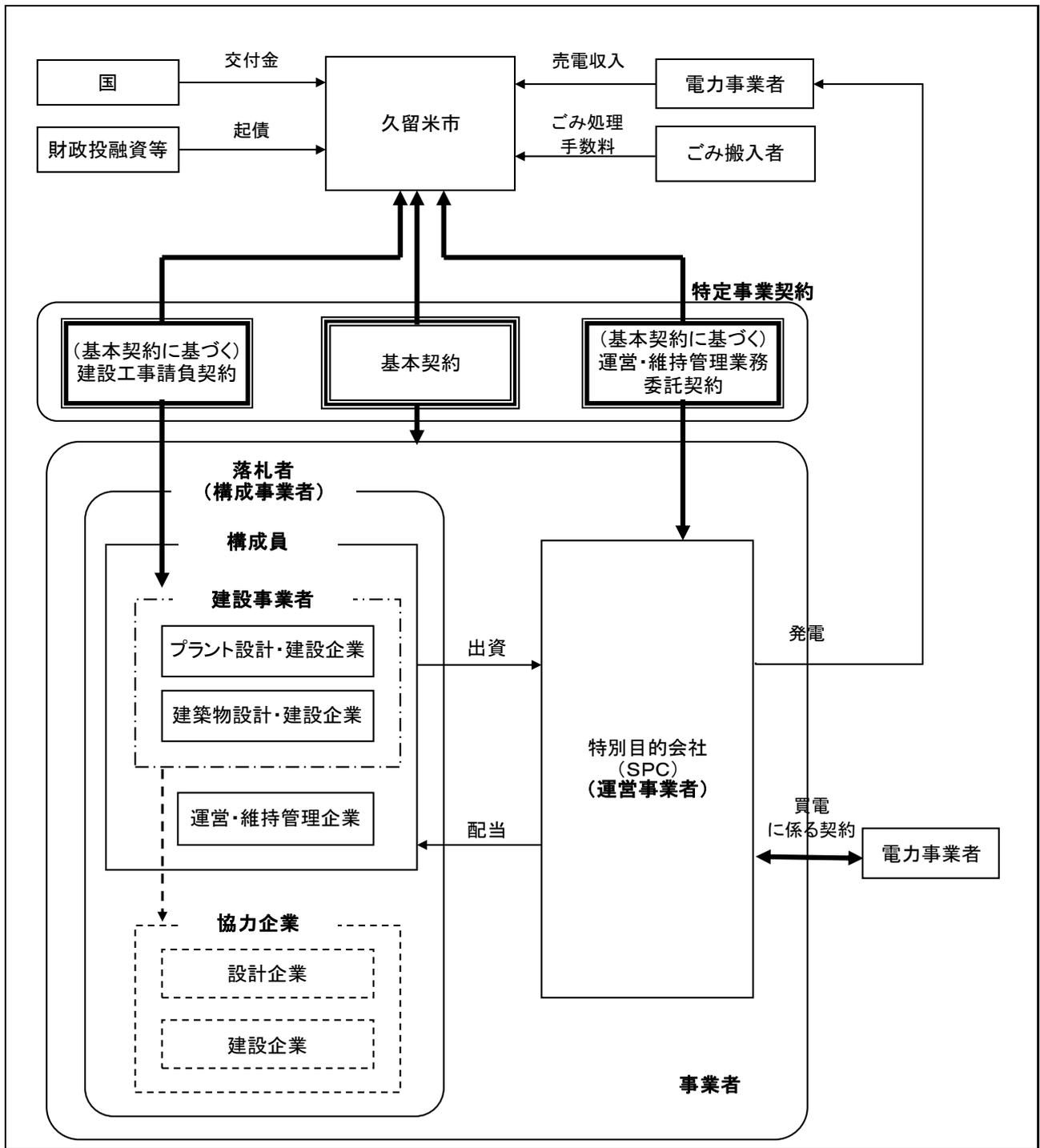
4 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 実施方針に関する問合せ先

担 当 課	: 久留米市 環境部 建設課
所 在 地	: 〒830-0052 福岡県久留米市上津町 2199-35 上津クリーンセンター3階
T E L	: 0942-65-3229
電 子 メール	: seisoken@city.kurume.lg.jp
ホームページ	: https://www.city.kurume.fukuoka.jp/

別紙1 本事業の事業スキーム（例）



※本図は例であり、本実施方針の条件等を踏まえた上で、事業者が提案する。

別紙2 リスク分担表

本リスク分担表は、本事業における主なリスクの分担に対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に示すリスク管理方針書等に定めるとおりとし、最終的には、特定事業契約で定める。

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
共通	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	○	○
	政治リスク	本市の指示（政策方針変更等）による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	住民対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民対応等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	本市の責による場合	○	
		調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	制度、法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		上記以外の許認可の遅延に関するもの	○	
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}		○	△	
事故・施設破損の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	本市の指示や提示条件の不備による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	各種調査不備リスク	本市が実施した測量、地質調査等に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査等に関するもの		○
	工事着工遅延	本市の指示や提示条件の不備によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示や提示条件の不備による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示や提示条件の不備による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	搬入管理（搬入禁止物混入）リスク	ごみの搬入管理において、事業者の責務を果たさなかったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	本市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大		○
	性能リスク	要求水準の未達		○
事業終了時の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。